

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

## 第1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の証明願記1から5の基準ごとに必要な書類を提出してください。

### 1 証明願記1（社会保険診療の割合に関する基準）及び証明願記2（自費患者に対し請求する金額に関する基準）

- ・付表1（証明願記1及び2に係る添付書類）
- ・前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十（六）が添付されているものに限る。）
- ・診療報酬規程

### 2 証明願記3（医療診療により収入する金額に関する基準）

- ・付表2（証明願記3に係る添付書類）
- ・前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
  - ※ 収支（損益）計算書は、法人所管行政庁（都道府県又は国）に提出するものと国税当局に提出するもの両方を提出してください。
- ・就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し

### 3 証明願記4（年間の給与総額に関する基準）

- ・付表3（証明願記4に係る添付書類）
  - ※ 必要に応じ、前事業年度（新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。）に係る各役職員の給与簿の提出を求める場合があります。

### 4 証明願記5（医療施設に関する基準）

- ・該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明書
- ※別添3「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち医療施設等に関する基準に該当することの証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事又は指定都市の市長の証明を受けてください。

### 5 証明願記6（差額ベッドの割合に関する基準）

- ・付表4（証明願記6に係る添付書類）
- ・前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供（入院医療に係るもの）に係る届出状況報告書（別紙様式4-1）の写し

## 第2 記載要領

- ・書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意してください。
- ・付表1、2及び4は、複数の病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ・記載しきれない場合には、別葉に新たに欄を設けて使用してください。

## 第3 注意事項

- ・当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各1通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。